

平成14年第3回定例会

# 階上町議会会議録

平成14年6月 7日 開会

平成14年6月11日 閉会

階 上 町 議 会



## 平成14年第3回階上町議会定例会 第1日

### 議事日程第1号

平成14年6月7日 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提案理由説明
- 日程第 4 陳情第 1号 有事法制に反対する陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（17名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 橋 場 敏 雄 君 | 2番  | 高 松 久美子 君 |
| 3番  | 石 川 清 人 君 | 4番  | 山 田 恵 治 君 |
| 5番  | 土 橋 信 夫 君 | 6番  | 郷 州 公 典 君 |
| 7番  | 松 森 嵩 君   | 8番  | 佐 京 登 君   |
| 9番  | 畑 中 弘 實 君 | 10番 | 大 前 典 男 君 |
| 11番 | 桑 原 一 夫 君 | 12番 | 木 村 勝 彦 君 |
| 14番 | 浜 谷 豊 美 君 | 15番 | 平 戸 茂 雄 君 |
| 16番 | 松 倉 正 美 君 | 17番 | 田 端 清 君   |
| 18番 | 荒 道 鶴 造 君 |     |           |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 上山博一君  
収入役 荒谷剛生君  
総務課長 桑原定男君  
税務課長 高階繁雄君  
農林水産課長 鳩文男君  
町民課長 三上孝八君  
出納室長 池田隆君  
社会教育課長 高橋信一君  
給食センター所長 寅谷信廣君  
ハートフルプラザはしかみ所長 佐々木忠弘君

助 役 笹山一夫君  
教 育 長 山本雅教君  
企画課長 上博文君  
保健福祉課長 浜谷義勝君  
建設課長 工藤靖夫君  
中央保育所 中村豊志君  
学務課長 林貢君  
体育課長 中城功君  
農業委員会事務局長 小沢勝君  
代表監査委員 渡部直樹君

職務のための出席者

議会事務局総括主幹 赤松セイ子君  
総務課庶務係長 長根工君

総務課長補佐 沼沢範雄君

◎ 開会の宣告

午前10時00分

◎ 開議の宣告

午前10時00分

**議長（荒道鶴造君）**

ご逝去されました故阿部敏秋君に対しご生前の功績を忍び心から哀悼の意を表し黙祷を捧げたいと思います。みなさんご起立をお願いします。

黙祷始め……黙祷終わり ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成14年第3回階上町議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により議長において、12番木村勝彦君、14番浜谷豊美君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの5日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から6月11日までの5日間と決定いたしました。

日程第3、この際報告第1号平成十三年度階上町一般会計繰越名許費、繰越計算書報告についてから、議案第18号 大渡・石鉢線外道路災害復旧工事請負契約の締結についてまで、19件を一括上程いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長 上山博一君

**町長（上山博一君）** 本日ここに、平成十四年第三回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思います。

報告第1号 平成十三年度階上町一般会計繰越名許費・繰越計算書報告についてご説明申し上げます。

本案は、平成十三年度で決めました繰越名許費を平成十四年度に繰越致しましたのでご報告するものであります。

議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成十三年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、承認を求めるため提案するものであります。

補正は既定の額に六千七十万を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ六十三億二千七百二十六万八千円といたしました。

それでは、第一表歳入歳出予算補正のうち、主なものについてご説明申し上げます。

歳入は、利子割交付金九百二十二万四千元、地方消費税交付金七百三万八千元、地方交付税四千三百八十七万一千円等を追加し、地方譲与税二百十万二千円の減税等、増減合わせて六千七十万円を追加補正したものであります。

歳出につきましては、各事業に係る補助金等の確定による増減並びに財源補正及び各款にわたって精査したところ、不用額が生じたのでその減等であります。

主なものとして、総務費は総務管理費等を五百二十五万六千元、衛生費は保健衛生費を五百三十八万円、土木費は道路橋梁費等五百七十五万九千元、災害復旧費は公共土木施設災害復旧費等四百六十五万二千元、予備費二千四百八十九万七千元等をそれぞれ減額し、諸支出金については一億千九百五十六万五千円を追加し、財政調整基金及光のふるさと創造事業基金に積立したものであります。

議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成十三年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二千六百二十六万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十三億六百九十三万二千元とするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税一千三百万円、国庫支出金八百八十一万一千円、療養給付費交付金百九十九万七千元、繰入金二百二十七万九千元等それぞれ減額補正するものであります。

歳出の主なものは、総務費九十六万六千元、保険給付費百十二万八千元、共同事業拠出金百四十二万五千円等それぞれ減額し、予備費を二千二百三十五万五千円減額補正するものであります。

議案第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成十三年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正の概要につきましては、既定の歳入予算を補正するものであります。

その主なものは、診療収入に二百万円を追加補正し、繰入金を同額減額補正するものであります。

議案第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成十三年度階上町老人保健特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したもののについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ八百八万七千

円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ九億五千二百三十三万六千円とするものであります。

歳入の主なものは、支払基金交付金に四百四十三万七千円、県支出金に二百五十五万五千円等を追加補正するものであります。歳出は、医療諸費に三百九十四万三千円、予備費に四百十四万四千円追加補正するものであります。

国民健康保険税一千三百万円、国庫支出金八百八十一万一千円、療養給付費交付金百九十九万七千円、繰越入金二百二十七万九千円等それぞれ減額補正するものであります。

**議案第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。**

本案は、平成十三年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から二百三十二万円を減額し、それぞれ四千二百四十五万七千円としたものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料を四十五万二千元追加し、一般会計繰入金等二百七十七万二千元を減額いたしました。

歳出につきましては、事業費二百三十二万を減額したものであります。

**議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。**

本案は、平成十三年度階上町介護保険特別会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

補正の概要につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ七百九十四万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ六億二千六百八十五万三千円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金五百七十六千円、支払基金交付金に二百八十八万六千円追加補正するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費に七百八十七万円等追加補正するものであります。

**議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。**

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、階上町税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

**議案第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。**

本案は、地方税法の一部改正に伴い、階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

**議案第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。**

本案は、農村地域工業等導入促進法第十条の地区を定める省令の一部改正に伴い、階上町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を制定することを専決処分したものについて、その承認を求めるため提案するものであります。

**議案第10号 平成十四年階上町一般会計補正予算第一号について、ご説明申し上げます。**

本案は、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ百二十八万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を五十七億三千百二十八万二千円とするものであります。

それでは、第一表歳入歳出予算補正の主なものについて順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。国庫支出金は、十七万五千円を追加補正するものであります。県支出金は、中山間地域等直接支払県交付金百十万四千円等で、増減合わせて九十九万円を追加補正するものであります。

財産収入は、十万円、諸収入は、一万七千円を追加補正するものであります。

歳出の主なものについてご説明申し上げます。

職員の給与費を各款にわたって補正いたしました。これは人事異動に伴う配置転換等による経費を調整したものであります。

総務費は八戸地域広域市町村圏事務組合負担金千六百三十万千円の減額等により、増減合わせて七百八十五万六千円の減額補正するものであります。

民生費は老人福祉費に十四万五千円を追加しましたが、社会福祉費及び児童福祉費を減額いたしましたので、増減合わせて四百二十八万七千円を減額補正するものであります。

農林水産業費は、中山間地域等直接支払事業費百六十五万七千円、中山間地域総合整備事業費九百十万円を追加しましたが、町行政の機構改革に伴い特別会計繰出金を土木費に組替えたことにより、増減合わせて四千四百九十八万三千円の減額補正するものであります。

教育費は、語学指導外国青年招致事業費九十九万二千円等を追加、予備費は三百六十六万円を追加し、二千二百五十五万三千円とするものであります。

議案第11号 平成十四年度階上町老人保健特別会計補正予算（第一号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四百四十九万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十億六千八百四十五万四千円とするものであります。

歳入は、繰越金四百四十九万五千円を追加補正するものであります。

歳出は、諸支出金に同額追加補正するものであります。

議案第12号 平成十四年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二十一万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億二千二百九万円とするものであります。

歳入は、一般会計繰入金を二十一万円減額し、歳出につきましては、事業費を二十一万円減額するものであります。

議案第13号 石鉢ふれあい交流館新築工事（建築・機械設備工事）請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、石鉢ふれあい交流館新築工事（建築・機械設備工事）請負契約を締結するため提案するものであります。

議案第14号 青森県市町村等常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について、ご説明申

し上げます。

本案は、構成団体である百石町・下田町児童福祉施設等組合が平成十三年十二月二十一日をもって解散したため提案するものであります。

議案第15号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、一人の委員の任期が平成十四年七月二十二日をもって満了するので、後任の委員選任することについて、同意を求めるため提案するものであります。

議案第16号 人権擁護委員の候補者に推薦するものにつき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、一人の委員の任期が平成十四年八月三十一日をもって満了するので、後任の委員の候補者を推薦することについて、意見を求めるため提案するものであります。

議案第17号 志民・蒼前線外道路災害復旧工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、志民・蒼前線外道路災害復旧工事請負契約を締結するため提案するものであります。

議案第18号 大渡・石鉢線外道路災害復旧工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、大渡・石鉢線外道路災害復旧工事請負契約を締結するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決下さるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

**議長（荒道鶴造君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第4 陳情第一号 有事法制に反対する陳情の件を議題といたします。

お諮りいたします。

只今議題となっております陳情の件については、会議規則第92条の既定により総務財政常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、総務財政常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月8日から9日までの2日間は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって6月8日から6月9日までの2日間は、休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました

次の会議は、6月10日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会午前10時35分）



## 平成14年第3回階上町議会定例会 第2日

### 議事日程第2号

平成14年6月10日 午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告 第1号 平成13年度階上町一般会計繰越名許費繰越計算書  
報告について

日程第 3 議案 第1号 専決処分した事項報告及び承認を求めることについて  
(平成13年度階上町一般会計補正予算)

日程第 4 議案 第2号 専決処分した事項報告及び承認を求めることについて  
(平成13年度階上町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算)

日程第 5 議案 第3号 専決処分した事項報告及び承認を求めることについて  
(平成13年度階上町国民健康保険特別会計直診勘定補正予算)

日程第 6 議案 第4号 専決処分した事項報告及び承認を求めることについて  
(平成13年度階上町老人保健特別会計補正予算)

日程第 7 議案 第5号 専決処分した事項報告及び承認を求めることについて  
(平成13年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算)

日程第 8 議案 第6号 専決処分した事項報告及び承認を求めることについて  
(平成13年度階上町介護保険特別会計補正予算)

日程第 9 議案 第7号 専決処分した事項報告及び承認を求めることについて  
(階上町税条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 10 議案 第8号 専決処分した事項報告及び承認を求めることについて  
(階上町国民健康保険税条例の一部改正する条例の制定につ  
いて)

日程第 11 議案 第9号 専決処分した事項報告及び承認を求めることについて  
(階上町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特  
別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 12 議会案第1号 階上町議会の議員の定数を定める条例の制定について

日程第 13 議会案第2号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 14 議会案第3号 道路特定財現制度の堅持及び道路整備の促進に関する意見書

日程第 15 議会案第4号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番 橋 場 敏 雄 君  
 3番 石 川 清 人 君  
 5番 土 橋 信 夫 君  
 7番 松 森 嵩 君  
 9番 畑 中 弘 實 君  
 11番 桑 原 一 夫 君  
 14番 浜 谷 豊 美 君  
 16番 松 倉 正 美 君  
 18番 荒 道 鶴 造 君

2番 高 松 久美子 君  
 4番 山 田 恵 治 君  
 6番 郷 州 公 典 君  
 8番 佐 京 登 君  
 10番 大 前 典 男 君  
 12番 木 村 勝 彦 君  
 15番 平 戸 茂 雄 君  
 17番 田 端 清 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 上 山 博 一 君  
 収入 役 荒 谷 剛 生 君  
 総務課 長 桑 原 定 男 君  
 税務課 長 高 階 繁 雄 君  
 農林水産課 長 鳩 文 男 君  
 町民課 長 三 上 孝 八 君  
 出納室 長 池 田 隆 君  
 社会教育課 長 高 橋 信 一 君  
 給食センター所長 寅 谷 信 廣 君  
 ハートフルプラザはしかみ所長 佐々木 忠 弘 君

助 役 笹 山 一 夫 君  
 教 育 長 山 本 雅 教 君  
 企画課 長 上 博 文 君  
 保健福祉課 長 浜 谷 義 勝 君  
 建設課 長 工 藤 靖 夫 君  
 中央保育所 中 村 豊 志 君  
 学務課 長 林 貢 君  
 体育課 長 中 城 功 君  
 農業委員会事務局 長 小 沢 勝 君  
 代表監査委員 渡 部 直 樹 君

職務のための出席者

議会事務局総括主幹 赤 松 セイ子 君  
 総務課庶務係 長 根 工 君

総務課 長 補 佐 沼 沢 範 雄 君

◎ 開議の宣言

午前10時00分

議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手許に配布したとおりです。

この際、報告いたします。去る6月7日開催されました総務財政常任委員会において欠員となっていた委員長互選の結果、委員長に佐京登君と決定されましたのでご報告いたします。

日程第1、一般質問を行ないます。

6番、郷州公典君の一般質問を許します。（郷州議員・はい、6番）郷州公典君。

## 6番（郷州公典君）

平成十四年六月定例会に質問の機会をいただき感謝申し上げます。

早速通告にしたがい質問させていただきます。

まず最初に公共下水道について伺います。平成12年度より特別会計を設けて事業に着手しているわけですが、この事業は住民の要望の一番目に挙げられるものでないでしょうか。特に蒼前地区は、住民が密集して都市化が進んでいます。こうした中で住宅環境の整備は最重要課題に挙げられますが、この事業計画は現在87ヘクタールで進んでいます。もっと拡大してとの要望意見が出ていますが、町長は拡大についてどのようにお考えか伺います。

また財政が国も県も町も大変厳しい状況ですが工事は計画どおり進む事ができるかも伺いたします。

次に、合併処理浄化槽について伺います。階上町では平成3年度より普及に努めているという事ですが、現在までの設置数はいかがになっているのでしょうか。自然環境の保護に、また生活環境の保全に必要なわけですが、公共下水道と並行して進めなければならないと思います。

今年、県よりの補助金が減額されたということを聞きました。現在町からの上乗せで住民への負担はこれまでと変わらなく事業を進めるということを聞き、今年は安心しております。今後も県の補助金はどのようになるのか伺いたいと思います。

また一基あたりの金額も何年間前からか、減額になったという事です。合わせてお聞きいたします。

次に町産業廃棄物に関する業者の選定について伺います。

現在、町内のごみの収集委託業務は随意契約により業者との契約を行なっていますが、この業者の選定はもっと収集業者の経営状況をよく調べて行なうべきではないでしょうか。

先頃、私の所に相談に見えた方がありました。ある会社の仕事をしているのに賃金をもらえないで困っているという話であります。話を聞いてみますと、それは階上町のごみの収集委託を受けている業者でした。私も色々調べてみましたが、やはりこの業者は、確かに町の収集委託業者でした。びっくりいたしました。なぜこのような賃金不払いを起こすような業者が町の事業入札に参加しているのか不思議でなりません。そこの社長さんとも、何回か話しましたが大変難しく、現在訴訟の方に向かっております。

原因は、A業者が平成12年度にごみの収集の仕事が欲しいために安く出しすぎたのではな

いか。A社にはその時すでに累積赤字がありました、あったと聞いています、これが原因の一つではないかと思います。

階上町の指名審査会で業者が出した入札参加願いの審査に手落ちがあったのでないか伺います。

平成14年2月に従業員2名の方が、役場担当者にA社から賃金がもらえないで困っているという相談を、きたのに、その話が上の方に伝わっているのか、その業者がまた入札に参加しているではありませんか。入札に参加するためには指名審査会の審査を受けなければなりません。また産業廃棄物の許可の申請も審査を受けなければなりません。

住民の話が役場の中で通じているのでしょうか。以上、ご答弁をお願いして壇上からの質問を終わります。

**議長（荒道鶴造君）** 町長 上山博一君

**町長（上山博一君）** それでは、郷州議員の質問にお答えいたします。

全国的に生活環境の整備が進められている今日、下水道事業において都市部と地方の格差が広がっております。当町でも緊急な課題となっております。

このことから水環境を改善し水資源を守るとともに快適な生活環境を整備するため公共下水道事業全体区域面積470ヘクタールを計画し、そのうち第一期事業計画として平成11年度に87ヘクタールの事業認可を受け実施しているところであります。

それでは、ご質問の第一点目ですが、平成11年度の事業開始から平成24年度完了予定であります、平成20年度末で一部供用開始を目標として事業を進めており、今後ともこの計画どおり実施できるように努力してまいります。

第2点目の質問の工事区域拡大という事でございますが、当初第一期事業計画では、99ヘクタールで計画しておりましたが、国道利用の関係でつめなければならぬ事などがありまして、現在87ヘクタールで事業の認可を受けております。しかしあくまでも計画どおり99ヘクタールで実施し早期完成を目標にしております。

次に合併浄化槽の設置の奨励についてお答えいたします。

当町の生活排水の大部分は、簡易な浸透処理で一部は道路側溝に放流され、また浸透枘が溢れると、悪臭による生活環境への影響や河川や海岸の水質汚濁の問題があり、全面的な水質浄化の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきており、このような事から投資効果や消火栓等の水量確保などを考慮し、今後とも下水道事業認可区域及び漁業集落排水設備事業に事業対象地域を除いた地域を、合併処理浄化槽を奨励してまいりたいと考えております。

次にごみ委託業者の選定についてお答えいたします。

業者選定は指名競争入札参加資格申請書の提出業者より数社を選び、指名審査会にはかり見積り徴収により、予定価格以下で最低価格見積り業者と随意契約した次第です。

入札参加業者の内容は問題ないかについてお答えします。

参加業者は指名入札参加資格申請書提出業者であり、その際、添付書類として法人登記簿・納税証明書等により審査します。その中から数社を選び指名審査会にはかり、審査会で決定した業者に見積り徴収依頼するので問題はないものと思われます。以上であります。

**議長（荒道鶴造君）** 6番 郷州公典君

**6番（郷州公典君）** 6番。大変ありがとうございました。公共下水道については、現在常識化しております。もし階上に住みたいという人が、住宅の選定にきた場合下水道があれば大きいプラスになるのではないかと思います。どうか計画どおり進めてくださいますようお願いいたします。

合併処理浄化槽については、現在浄化槽は生産中止となり全部合併処理浄化槽に移ってくるという事であります。その中でこれからより要望が多くなっていくのではないかと思います。

現在年間42基ということですが、5月中で満杯になるという事であります。もしこのまま希望があまりにも多くなるのであれば、来年度からまた対策を取らなければならないのではないかとありますが、そこらへんもお伺いいたします。

それから一般廃棄物の処理の許可申請願いには第6項の中に階上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例のなかの11条の中に、第6項その他さまざまな提出に必要な書類がありますけどもその中に第6項その他町長が認める書類とありますこれはどのようなものを指しているのかお伺いいたします。

また平成13年3月5日、議長に提出がありました監査委員報告の中に特記すべき条項事項として、随意契約において予定価格1千万以下の業務委託を二分一または四分の一以下で契約した者がある、これはこの事を指すのか、こういう契約があれば、経営内容がおかしくなるのは、わかっていることではないのか、と思ひまして、これは監査委員のほうからお伺いしたい。

以上であります。

**議長（荒道鶴造君）** 町民課長 三上孝八君

**町民課長（三上孝八君）** はい、郷州議員のご質問にお答えをしたいと思います。

先程の設置数でございますけども、14年の3月31日現在までですね、473基が設置されているものでございます。

それから県の補助金ということができましたけど、県の補助金も今回の議会においてですね県議会のほうで前向きに検討するという回答を得ておりますから、これから新たに前年度並の補助がつくものと思われます。これはまだ文書等ではきてございませんけどもそういう文連の連絡がはいってございますので、今朝ほど入りましたので、まだ上司の方には報告してございませんけども、今朝前向きに検討するという事で前年度並の三分の一県補助の三分の一は確保されるのではないかなと思ってございます。それについて今後の補助金の問題もございますけ

ども、これも努力をしてですね県とも調整しながら三分の一の補助ができるようにお願いしていきたいなと、そういうふうに思います。

それから単価の問題がでてましたけども、単価につきましては、平成9年までは5人槽5人・7人・10人というふうにございますけども、この5人槽これは130平米未満ということで9年度までは33万9千円でございました。ところがその後若干ここは上がりまして37万5千円、それから7人槽でございますけども130平米以上ということで、9年度までは49万4千円、9年度以降は43万8千円ということでここは若干下がってございます。それから10人槽でございますけども、10人槽につきましては、現在は二世帯住宅または大家族ということで大きな家族が10人槽を使いますよということでこの単価はですね9年度は85万4千円ということでしたけども、それ以降は55万5千円というふうに単価が改正をされてございます。私の方の浄化槽については、以上でございます。

**町長（上山博一君）** はい、議長

**議長（荒道鶴造君）** 町長 上山博一君

**町長（上山博一君）** それではお答えいたします。

第1点目の国・県補助の絡みの合併浄化槽についてはお分かりいただけたのではないかと思います、2点目でございます。

業者選定、よくあの説明の内容を私は理解していないところがあるかもしれませんけどね、業者選定については、その他について町長が特に認めておる者というふうに私とったんですが、いかがでしょうか、いいですか。これは今すぐの答えですのでちょっとピントはずれになるかもわかりませんけども、業者選定については、先程も申し上げましたように審査会にかかると、しかしあの何百社というなかで、事細かく財務内容とかですね、そのようなものはなかなかできないし、やはり公といえども個人のまたは会社の内容まではなかなか攻めきれないところがあります。まあ先程の質問と関連がありますけどね。

特に町長が認める者、この場合は特殊なものであるとかすでにあの審査申請書ですか資格申請書出してない業者であっても町益になるだろうということがあれば、その時点でまた考えることもあるというふうに私は考えます。その場合は当然出させてですね申請指名・資格申請を出させてやると審査会にかけるとこういうふうになると思います。その場合もあるかと思いますが、あくまでも町益ということを考えて、町長が判断すべきものと、そういうふうに考えております。以上でございます。

**議長（荒道鶴造君）** あの一、今監査？

（郷州議員）・・・監査委員からの報告のなかで、議長に提出がありました監査委員報告の中に特記すべき条項事項として、随意契約においての契約した項目については、これはこの事を指

すのかどうか伺いたいという話でお願いしました。

**議長（荒道鶴造君）** これはまた監査委員もちよっと急なもので（郷州議員・急なものって）追加もなかったもので監査委員長（郷州議員・いや簡単な事ことでないんすか、これがこの事だか、ほうでないかわかればいいことです。これ議長あてに提出になりました監査報告書ですよ。）（議長・はい）（郷州議員・それが一番最後の項目に特記すべき事項として、随意契約についてこういう項目が入ってましたから、これは、そういうこの事なのかということですから、それは、簡単に答えられることじゃないんですか。）（議長・わからないでしょ。もうここにはないからね。）（郷州議員・あのあとからでもいいですよ、今でなくても）（議長・後からいや）（町長・はい）

**議長（荒道鶴造君）** 町長 上山博一君

監査委員の答弁を求められたわけですが、私メモしたつもりでしたが、あの質問の内容をまたよく実は理解してないところがあるかもしれません。

あの見積り、あるいは入札する場合制限価格などを設けてない為に、非常に安い価格で見積りをだすと、そういうものが原因で経営が悪化しているのではないかという意味でしたか？（はい）あ、そうですか、これについては、ごみ収集については、従来から制限価格は設けていません。一般建設業とはまた違う入札制度であります。それから会社独自の判断でよいということになりますと、まあ制限がない。これは階上町ばかりではないと思います。他の町村でもこのようにしておるのではないかと思います。その為に会社経営が苦しくなったと言われてもなんとも困る話だなと、これは、経営者が判断して入札に参加するものでありまして、私どもは契約通り実行していると、そのように過去に色々なトラブルがあったり、必要性があればこれは考慮する事になるわけですが、ちょっと、そちらの方までは目が届きにくいということもありますので御了解頂きたいとこのように思います。

**6番（郷州公典君）** はい、議長

**議長（荒道鶴造君）** 6番 郷州公典君

**6番（郷州公典君）** 先ほど、町長の答弁の中で町益にかなう事であればという答弁がありました。現在この業務委託の従業員が給料をもらえないという事で大変困っているわけがあります。何人かありまして、これは訴訟に行ける人はいいですが、行けない人もあります。生活が困窮して行けない人があるんです。だからそのとこよく考えなければならぬではないかなと思いました。で、この監査委員の報告書の中に必ずしも最低価格でなくてもいいのではないかという意見があります。これは、町の予低価格にあまりにもかけ離れた金額がではってするのであれば、もし会社経営がおかしくなるのはわかるかもしれませんが。たとえば、あ、

こったに低くなって大丈夫なのかな誰が考えてもわかる事でありまして、もうちょっとこのところも考えるべきだと思います。

それから指名業者の選定については、決算書の提出とか前年度の所得の証明書とかそういうものの提出があるということを答弁頂きましたけども、その決算書の内容を見ればこの業者は、何年かこう続けて業務に携わってますので、それを見ればわかる訳ですよ。累積赤字がどうなってるのか、その事を考えるべきではないですか、そこらを含めてこれから町長の答弁をお願いしたい。

**町長（上山博一君）** はい、議長

**議長（荒道鶴造君）** 町長 上山博一君

**町長（上山博一君）** まず一点目の給料をもらえない人がいるという事ではありますが、それはその会社と個人ですね関係はどうなっているのか。まあ原則的には給料であるとか、まあ給料はね最優先に本当は支払うべきものであるわけですけども、しかし、個々の問題については、わからない訳です。どういう構図がどういう関係でそのようになっているものか、役場では知るようもないと、まあ噂とか人の話し聞く場合は、知る事になる訳ですけどもね、だからといって、また会社の経営の方には、また深くかかわる事ができない、しかしそれについては、後日業者から内容はどうかと聞く事はできると思います。約束はしませんけども聞く事はできるということです。

それからですね制限価格を設けたらどうか、一般建設業の入札まあ準用するかはどうかはわからないけども、制限価格を設けたらどうかということでありますので、一考を要するのかなと、極端なものであれば、まあ会社経営も大変だろうと、過当競争ということもあるだろうし、一考を要する問題ではあるけれども、これを、格を設けるという事は、今、言明しません。

それから指名業者の選定について、決算書の内容を吟味するという事ではありますが、今、指名願を一回出すと二年間有効といわれて、何百社というのが指名申請出しています。これは、なかなか至難の業であるとまあ、あの出されたものを信じる。あるいは、過去に先程も申し上げましたように事故、トラブルなどあれば、考慮することになる訳ですけども、そのところまではなかなか入っていけないということが現実でございます。以上でございます。

**6番（郷州公典君）** はい、議長

**議長（荒道鶴造君）** 郷州公典君の本件に関する発言はすでに三回に及びましたが、会議規則第55条但し書きの規定により特に発言を許します。

**6番（郷州公典君）** ありがとうございます。指名業者の選定については、なるべく厳密な経

営内容まで把握できるような方法でお願いしたいと思います。

町民課長に伺います。これは、原課で一般廃棄物処理の許可申請というのがあります。この許可申請の中にもこの項目が、さっき町長も少し言いましたけど、町長が認める書類の提出ということで財務書証の提出ということはないんですか。もしあるのであれば、すぐわかると思うんですけども経営内容というのは、そこらへん伺います。

**町民課長（三上孝八君）** はい、議長

**議長（荒道鶴造君）** 町民課長 三上孝八君

**町民課長（三上孝八君）** 郷州議員の質問にお答えをいたします。今、財務関係の話が出てございますけど。それについては、今のところ審査はしてございません。前年度・前々年度実績のもとにですね申請書があがってきてございますから、それに一応目を通してですね、それで許可をしておるという状況でございます。

**議長（荒道鶴造君）** 以上で6番郷州公典君の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

日程第2、報告第1号 平成十三年度階上町一般会計繰越名許費繰越計算書報告についてはお手許に配布したとおりであります。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（なしの声あり）質疑がないようですのでこれにて、報告の件を終了いたします。

日程第3、議案第一号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑はありませんか。（なしの声あり）質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（なしの声あり）討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

議案第1号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件は承認する事に決定いたしました。

この際、日程第4、議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から日程第8、議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件までの五件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。（なしの声あり）質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論は、ありませんか。（なしの声あり）討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

議案第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から 議案第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの件五件は承認する事に決定いたしました。

この際、日程第9、 議案第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から日程第11、 議案第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件までの三件を一括議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。(なしの声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論は、ありませんか。(なしの声あり) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

議案第七号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件から 議案第九号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの三件は承認する事に決定いたしました。

日程第12、 議会案第1号 階上町議会の議員の定数を定める条例の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

只今議題となっております議会案については、議員発議でありますので提案理由の説明・質疑及び討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明・委員会付託・質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより議会案第一号 階上町議会の議員の定数を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、 議会案第2号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

只今議題となっております議会案については、議員発議でありますので提案理由の説明・質疑及び討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明・委員会付託・質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより議会案第2号 階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、 議会案第3号 道路特定財源制度の堅持及び道路整備の促進に関する意見書

の件を議題といたします。

お諮りいたします。

只今議題となっております議会案については、議員発議でありますので提案理由の説明・委員会付託・質疑及び討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって提案理由の説明・委員会付託・質疑及び討論は省略することに決定いたしました。

これより、議会案第3号 道路特定財源制度の堅持及び道路整備の促進に関する意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。(なしの声あり)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

只今、可決されました意見書の提出については議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって、議長に一任することに決定いたしました。

日程第15、 議会案第4号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

只今議題となっております議会案については、議員発議でありますので提案理由の説明・委員会付託・質疑及び討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって提案理由の説明・委員会付託・質疑・討論は省略することに決定いたしました。

これより議会案第四号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。(なしの声あり)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

只今、可決されました意見書の提出については議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって、議長に一任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は6月11日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時50分)



## 平成14年第3回階上町議会定例会 第3日

### 議事日程第3号

平成14年6月11日 午前10時開議

- 日程第 1 議案 第 10号 平成14年度階上町一般会計補正予算（第1号）  
日程第 2 議案 第 11号 平成14年度階上町老人保健特別会計補正予算（第1号）  
日程第 3 議案 第 12号 平成14年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第1号）  
日程第 4 議案 第 13号 石鉢ふれあい交流館新築工事（建築・機械設備工事）請負  
契約の締結について  
日程第 5 議案 第 17号 志民・蒼前線外道路災害復旧工事請負契約の締結について  
日程第 6 議案 第 18号 大渡・石鉢線外道路災害復旧工事請負契約の締結について  
日程第 7 議案 第 14号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変  
更について  
日程第 8 議案 第 15号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につ  
き同意を求めることについて  
日程第 9 議案 第 16号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求める  
ことについて  
日程第10 議員派遣の件について  
日程第11 閉会中における継続審査の件  
日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

### 本日の会議に付した事件

#### 議事日程のとおり

#### 出席議員（17名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 橋 場 敏 雄 君 | 2番  | 高 松 久美子 君 |
| 3番  | 石 川 清 人 君 | 4番  | 山 田 恵 治 君 |
| 5番  | 土 橋 信 夫 君 | 6番  | 郷 州 公 典 君 |
| 7番  | 松 森 嵩 君   | 8番  | 佐 京 登 君   |
| 9番  | 畑 中 弘 實 君 | 10番 | 大 前 典 男 君 |
| 11番 | 桑 原 一 夫 君 | 12番 | 木 村 勝 彦 君 |
| 14番 | 浜 谷 豊 美 君 | 15番 | 平 戸 茂 雄 君 |
| 16番 | 松 倉 正 美 君 | 17番 | 田 端 清 君   |
| 18番 | 荒 道 鶴 造 君 |     |           |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長 上山博一 君  
収入役 荒谷剛生 君  
総務課長 桑原定男 君  
税務課長 高階繁雄 君  
農林水産課長 鳩文男 君  
町民課長 三上孝八 君  
出納室長 池田隆 君  
社会教育課長 高橋信一 君  
給食センター所長 寅谷信廣 君  
ハートフルプラザはしかみ所長 佐々木忠弘 君

助役 笹山一夫 君  
教育長 山本雅教 君  
企画課長 上博文 君  
保健福祉課長 浜谷義勝 君  
建設課長 工藤靖夫 君  
中央保育所 中村豊志 君  
学務課長 林貢 君  
体育課長 中城功 君  
農業委員会事務局長 小沢勝 君  
代表監査委員 渡部直樹 君

職務のための出席者

議会事務局総括主幹 赤松セイ子 君  
総務課庶務係長 長根工 君

総務課長補佐 沼沢範雄 君

◎ 開議の宣告

午前10時01分

議長（荒道鶴造君） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第一・議案 第十号 平成14年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。

16番（松倉正美君） はい

議長（荒道鶴造君） 16番、松倉正美君

16番（松倉正美君） 16番、松倉。あの実のところ、私、今、質問する事は予算とは特別関係ない事で恐縮ですけども、まあ立派な予算書で、本当は何かをとらえて食い下がりたい所だけども、そのへんを卒業したいと思ってますけど。

社会体育課の関係なんだけども、教育の中の、実は今朝町内のある学校の校長先生にお会いしたら、松倉さん週休完全二日制が実施されて、とにかくあの町内の様子をみているんだけどなかなか子供達の受け皿対策もうまく進んでいない所もあるみたいだから、町が音頭をとってスポーツ少年団を作ってもらうように働きかけてください、というようなご意見にふれましたので、その件についてちょっと要望点を上げておきたいと思います。完全週休二日制の受け皿対策でということでこれは、教育長さんを中心に社会体育の立場でいろいろやっておると思うんだけど、現在町内の各スポーツ少年団の実態はどうなっているのか、ちょっとそのへんを、資料があったらお聞きしておきたいと思うし。

それからもう一つは、内容によってやはりかたよっている部分もあると思います。これも専門的教育者のご意見ですけども、小学校のうちは色んなスポーツを体験して、そして中学校に入ったら自分の好きな、自分にあった部活を選ぶというのが、一番理想的だというご意見にふれたことがありますので、そのへんのことも含めて、これから社会体育の立場で、やっぱり町が音頭をとって、このへんを軌道に乗るまでですね、やはりやって欲しいというようなご意見でしたので、そのへんを踏まえて、もし答弁ができるかどうか別として、突然のことですので大変失礼ですけど、そのへんを一つお聞きしたいと思います。以上です。

議長（荒道鶴造君） 今、松倉議員の質問は実質的に議員もご承知のとおり、この議題外でございますが、これについて教育長からでも答弁ができれば、できなければまたそれでも結構です。

教育長 山本雅・君

教育長（山本雅・君） はい、突然のことでございますが、準備もしておらないことでございますけども、松倉議員さんのご質問にお答えしたいと思います。学校五日制との絡みもさる

ことながら、実は特に、特にといいますか田代小学校それから登切小学校、晴山沢小学校、階上小学校の小規模校の小学校の子供達に、野球だとかサッカーだとかバスケットボール、あるいはソフトボールだとか、そういうスポーツ、集団スポーツができる、させたいなあという気持ちが大変強ようございまして、これは、多分学区の人達もそう思っているのではないか、あるいは、子供達もそういうスポーツをやってみたいというふうに思っているのではないか。

実は何人かの方々にご相談申し上げてスポーツ少年団として結成できないものか、まず一回集まってみようじゃないかということで、過日、登切小学校に集まっていたきまして現在進行中でございます。

その事などを踏まえて、町内のスポーツ少年団の実態も踏まえながら、その事も合わせてうちの体育課長からお話させていただきます。議長さんお願いします。以上です。

**議長（荒道鶴造君）** 今、松倉議員の質問は、実質的に議員もご承知のとおりこの議題外でございますが。

体育課長、中城功君

**体育課長（中城功君）** 只今の松倉議員のご質問にお答えいたします。

現在スポーツ少年団を結成いたしまして大会出場しているのは石鉢・赤保内・道仏・小舟渡・大蛇各小学校で、5校でございます。

先程、教育長が言いました中央・西部地区の小学校4校でございますが、児童数が足りないという事で、現在参加してございませんが、各小学校では、陸上競技等をやっているようでございます。

それで、教育長が小規模校の各小学校にもなんとか団体スポーツをやらせたいということで5月15日登切小学校におきまして、中央・西部地区小学校でございますが、田代小学校・金山沢小学校・登切小学校・階上小学校の4校の校長先生・教頭先生・PTA会長・区長・指導者といたしまして、階上バスケットボール協会の代表の方々から集まっていたきまして、なんとかミニバスケットボールを実施させたいということで会議を持ちました。

それで各小学校の教頭先生が主体となって6月中ということで、この前の会議でいたんですが、父兄、説明を申し上げ、実施に向けて進んでいきたいということで、現在進んでいるところでございます。以上でございます。

**16番（松倉正美君）** はい

**議長（荒道鶴造君）** 松倉議員、あの予算審議でございます。予算の関連するものであれば許します、そうでなければ許しません。

**16番（松倉正美君）** はい、予算に関係ありませんからおさめます。どうもありがとうございます

いました。

議長（荒道鶴造君） 他に質疑はありませんか。（なしの声あり）これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。討論はありませんか。（なしの声あり）討論なしと認めます。

これより議案第10号 平成14年度階上町異バン会計補正予算の件す。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第二 議案第十一号 平成十四年度 階上町老人保健特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。（なしの声あり）質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論は、ありませんか。（なしの声あり）討論なしと認めます。

これより、議案第十一号 平成十四年度階上町老人保健特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第三 議案第十二号 平成十四年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。（なしの声あり）質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論は、ありませんか。（なしの声あり）討論なしと認めます。

これより、議案第十二号 平成十四年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（なしの声あり）ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第四 議案第十三号 石鉢ふれあい交流館新築工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。（なしの声あり）質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論は、ありませんか。（なしの声あり）討論なしと認めます。

これより、議案第十三号 石鉢ふれあい交流館新築工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第五 議案第十七号 志民・蒼前線外道路災害復旧工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。(なしの声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論は、ありませんか。(なしの声あり) 討論なしと認めます。

これより、議案第十七号 志民・蒼前線外道路災害復旧工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第六 議案第十八号 大渡・石鉢線外道路災害復旧工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。(なしの声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論は、ありませんか。(なしの声あり) 討論なしと認めます。

これより、議案第十八号 大渡・石鉢線外道路災害復旧工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第七 議案第十四号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

これより質疑にはいります。質疑は、ありませんか。(なしの声あり) 質疑なしと認めます。

これより討論にはいります。討論は、ありませんか。(なしの声あり) 討論なしと認めます。

これより、議案第十四号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第八 議案第十五号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑・討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって本件は質疑討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

只今議題となっております、議案第十五号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって議案第十五号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第十五号 階上町固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第九 議案第十六号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって本件は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

只今議題となっております、議案第十六号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに 同意することにご異議ありませんか。(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第十六号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件はこれに同意することに決定いたしました。

日程第十 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件についてはお手元に配布のとおりといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって議員派遣の件については、お手許に配付のとおり決定いたしました。

日程第十一 閉会中における継続審査の件を議題といたします。

総務財政常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引続き審査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第十二 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等を議会の運営に関する事項及び議長の質問に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(なしの声あり) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 上山 博一君

町長(上山博一君) 一言お礼を申し上げます。本定例会に付議しました全議案を、原案のとおりにご可決くださいましたことを、心からお礼を申し上げます。議会審議の過程において議員の皆様からいただきましたご意見などを参考にしながら、今後の町政を運営していく考えであります。

市町村合併問題を始め、下水道、総合運動公園などの大きな課題が山積していますが、これらについても、今後、皆様とよく話しあって進めてまいりたいと考えていますので、ご理解のうえご協力くださいますようお願いいたします

今後の皆様のご活躍とご健勝をお祈りしまして、お礼の言葉といたします。

議長(荒道鶴造君) これにて、平成十四年第三回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時29分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

